

東京電力**高橋**

- ・東通1号機と2号機は、中長期計画上、それぞれいつ稼働する想定なのか？
- ・9月18日の県庁での小早川社長の説明では「稼働基数は東電の原発が3～9基」だが、中長期計画では「少なくとも3基」とズレがある。この中長期計画上、東京電力の原発は何基稼働する想定なのか？
- ・シミュレーション結果、バックデータについて、以前は「誤解を生じさせかねない」という理由で示されなかったが、今回は状況が違う。2社で5000トン是不可能であることは間違いないし、この計画が共用化の根拠となる。シミュレーション結果やバックデータはいつ示していただけるのか？

東京電力

今回、元々その中長期計画、昨年の7月から、ご説明をしていて、その時に、検討している我々の中身、もう一度、ご説明を差し上げます。

元々中長期計画を策定するようというご要請をいただいて、その後ずっと検討してまいりました。

その時に、震災以降、福島第一原子力発電所事故以降の、大きな状況変化、例えば福島第一事故後の使用済燃料発生量の見通しの減少、福島が全部廃炉に決定をしましたので、そこから新しい使用済燃料は生まれにくいということになってまいります。柏崎刈羽も再稼働、見通しがなかなかどのように設定するのか、非常に難しい状況でございます。

また、六ヶ所再処理工場も竣工遅延しまして、そして全国の原子力発電所、使用済燃料プールが、かなり停滞をしていると、搬出が停滞しているという状況。

そうしたことの、状況変化を踏まえつつ、将来の東京電力の、日本原子力発電の稼働基数ですとか、六ヶ所再処理工場の稼働率、そうしたものを様々なパラメーターとして、総量は、東京電力の日本原子力発電、今の貯蔵が、現在あるSF (spent fuel) 量があります。使用済燃料の量があります。

それにプラスどう発生をするかという、かなりいろんな想定によって、それは量に幅があります。そういうようなことのシミュレーションをいくつも行って、そうした上で検討してまいりました。

その時に、具体的には東京電力の稼働基数は、これ少なくとも3基というふうに資料に書いてあります。それで我々は表現してるつもりだったんですけども、3基から最大9基までということで、それでいろんなパターンを考えて試算をしております。それはあくまで試算でありますので、その時に仮置きで稼働基数とかも、稼働時期とかも我々は設定しますけども、ただそれは対外的にまだ、しっかりとお約束できるような稼働時期でもありませんし、柏崎刈羽も東通も含めて、我々の中でこういう、総量を設定するために、我々の中での色々なシミュレーション中の1つの仮定を置いて、そうした、計算をして使用済燃料の量を計算をしております。

そして日本原子力発電は、稼働基数は2基というふうに想定しております。

それで六ヶ所再処理工場につきましても、当然日本原燃100%で稼働するという事で、今対応してますけども、我々リスク評価と言いますか、今後のそういう想定量をする上で、100%から85%の幅で、稼働率を振って、そして今後どういう形で使用済燃料を、我々の発電所からどう六ヶ所再処理工場に搬出できるか、またこの中間貯蔵、RFSに搬出するかという必要量を総量として管理をして、計算をしております。

そうした結果、様々なケースについて検討した結果、現実的に、我々として数十年を見越して運用できる範囲の中では、このRFSに、一定の貯蔵余裕が生じてしまって、どうしても、5000トンに達しない蓋然性が高いというふうに判断をして、そして、昨年12月にお話を申し上げました。

そして、そうした総量の計算をした中で、仮定の置き方によってかなり幅がありますけれども、その中で我々としては、この現実的な運用の範囲の中で、今後このRFSに対して、我々で言うと3500トン、日本原子力発電で言うと900トン、これはしっかりと搬入ができるということで、計算をしまして、そして今回計画を立てて、新規事業者さんと合わせて5000トンの計画を策定をして、そして、提出したということになっております。

そして、その時に、いつどここの発電所から、どういう形で、どの量を持ってくるかということは、現時点では特定をしております。

それはその時々、福島、柏崎刈羽の、発電所の稼働状況ですとか、また六ヶ所の再処理工場の稼働状況に合わせて、我々として全体をしっかりと運用していく中で、総量がある中で、どこからどういう形で持っていくっていうことを、その時に確定をしていくということで、完全に、ここにいつ何トン持ってくるというようなことを、特定はしていません。

そういう形で、総量としてしっかりと計算をした上で、今回4400トン、これは、元々2社で搬入をできるということで、計画を立てたものでございます。

そうしたことで、ご理解いただければと考えております。

それで、そういう意味で言いますと、そのバックデータ、いくつかの3から9基の仮定で、どういう形で計算したっていう計算の根拠、あの計算したものはありますけれども、それに対して、先ほど申し上げました通り色々な稼働ですとか、またどういう形で稼働していくっていう計画を、会社として意思決定して、外にしっかりと説明をしている状況でもありません。

また日本原燃の稼働率につきましても、こちらがリスク評価として勝手に85から100%でこういうふうに振って計算をしているので、そうした数値を、何か1つ1つ全部開示をするのは、皆様に誤解を生じさせかねないということで、我々としては、その途中の過程のいくつかの数値について、申し上げるとことは差し控えて、我々として経営判断として、こういう形で計画を立てたという、そういう計画を示をするという状況でございます。

高橋

- ・福島第一原発の貯蔵量は2130トンだが、5号機6号機の貯蔵量、共用プールの貯蔵量はいくらか？

東京電力

- ・震災当時、福島第一1～4号機の使用済みプールにあった燃料は470トン
- ・5号機が240トン
- ・6号機が250トン
- ・共用プール及び乾式貯蔵施設が1180トン
- ・四捨五入の関係で端数はズレる（ $470+240+250+1180=2140$ トン）

高橋

- ・福島第二に1650トン、柏崎刈羽に2340トン、これだけで3990トン。原電には、敦賀と東海第二で1000トン。これだけで4990トン。福島第一の5号機6号機、共用プールの分も搬入予定、最大1650

トン。6640 トンの使用済核燃料を、今の時点で保有している計算になる。再稼働すれば、新たな使用済み燃料も出てくる。それなのに、なぜ、2 社で 5000 トンが不可能なのか？

- ・2 社分は全部 RFS に入れて、他社の分は、直接再処理工場へ運び込めばいい。現時点において、2 社で 5000 トン以上保有しているのに、なぜ 5000 トンが搬入できないのか？

東京電力

確かに、今現在、東京電力、その福島第一のあの資料の方に書かれている、前提としている、対象としている燃料も含めれば、5000 トンを超える使用済燃料があります。

それで、我々今後、原子燃料サイクルという国の基本的方針のもとで、使用済燃料を全て再処理を作るという、そしてプルトニウムを有効利用していく、そういうことでしっかりと運営をしていきたいと思っています。

そういう意味では、一義的には、使用済燃料は再処理工場に搬入されるというのが国の基本的方針だと思っています。

ただし、再処理を含めてサイクルをしっかりと円滑に進めていくためには、様々な不確実性も含めて、先ほどから出ている、柔軟性をしっかりと確保していく必要があると。

それで一部の使用済燃料はしっかりと中間貯蔵して、そしてそういう柔軟性を確保しながら、サイクル全体を円滑に回していくというのが、これが国の基本的方針で、そして我々東京電力としても、その方針に則って、今後使用済燃料の管理貯蔵、そうしたものを運営していきたいということで考えております。

そういう基本的な考え方に沿って、今ある 5000 トンを超える貯蔵量、それに対して、これから柏崎刈羽、また東通、これが動いてきて発生する使用済燃料、それを先ほど申し上げました通り、様々なシミュレーションを行っております。そして、六ヶ所の再処理工場についても、稼働についてのシミュレーションを行った上で、それで全体として、この RFS の中間貯蔵施設には、しっかりと 3500 トンはあの搬入できるというふうに経営判断をしましたので、今回、こういう形でお示しをさせていただいてるという状況でございます。

あと、関西電力への質問ではありますが、勝又、当時の東京電力の社長が発言したことについて、言及がありましたので、それについて少しお話を差し上げます。

当時、先ほど来申し上げてる通り、立地協定、また立地の当時に、東北電力と関西電力の使用済燃料を、このむつ中間貯蔵施設に搬入するということは、想定はしておりませんでした。

ただし、福島第一原力発電所の事故という、ちょっとかなり大きい事故、そして原子力を取り巻く環境も大きく変わっております。

そうした中で、我々東京電力と日本原子力発電として、今後のそういう使用済燃料の、しっかりとした管理をしていく、そういう運営をしていくという観点で、様々な検討を行った結果、先ほど申し上げました通り、5000 トンには届かない、達しない蓋然性が高いというふうに、経営判断をしております。

それで、その状況を、この市議会特別委員会を含めて、何度かご説明を差し上げ、そうした過程の中で 5000 トンをやっぱり立地当事者として責任として果たすために、事業者間連携を含めて検討したいということで、申し出をしたということです。

検討したいということで、昨年 12 月と 1 月には申し上げております。その後、様々な議論があって、そしてその上で、今回こういうふうに取りまとめて、お話を申し上げているところです。

先ほど来申し上げてる通り、これは立地当時、想定していなかったことを、大きな環境の変化によってお話を申し上げているものでございます。

そして、立地協定、こういう事業者間連携を含めたこうした検討ですとか、お話、ご相談ということ
を、申し上げてること自体が、直ちに協定に問題になるというふうには我々は考えておりませんが、
これは事業者、我々の事業者間連携という、地元のむつ市のご理解が大前提でございますので、そのむつ
市の市民の方々に対しても、これからそうした経緯も含めて丁寧にご説明をして、そして対応してまいり
たいというのが、今の我々の立場でございます。

高橋

- ・東通 1 号機 2 号機は、いつ稼働する想定なのか？ 答えていただいてないので、あらためて伺う。

東京電力

当社の東通の 1 号機、2 号機につきましては、計画をしております、当社として、しっかりと建設を
していきたいと考えております。

ただし、今現在で、具体的には 1 号機については申請に向けた準備を行っておりますけれども、まだ準備
の途中でですね、対外的に責任を持ってお示しできるような、そういう工程というか、稼働時期が、持
ち合わせてはおりません。

ただ、我々の内部で、今回試算をするにあたって、一定の条件を置いて、そして試算をしたということ
でございます。

高橋

- ・立地協定を結んだ 20 年前との約束が違う。協定書も意味をなさない。社長の発言ですら意味をなさな
い。みなさんの発言に信用が置けないと思っている。貯蔵量が減った責任は誰にあるのか、誰がどのよ
うに責任をとるのか？

東京電力（4:01:45）

貯蔵量が、元々の我々で言うと、4000 トン、それが減ったこと、5000 トンから足りない、至らないこ
と、それについてどういうふうにかえるかというお話がありました。

これにつきましては、これ元々の 5000 トン、こういうことで、立地当初にお示したことができないこ
と、これは大変、あの（「責任」と言いかけてやめる）、重く受け止めております。

そして、その上で、それを、状況を説明をした上で、その上で、これ、福島第一原子力発電所の事故以
降、やはり、あの取り巻く環境が、当初想定していたものとはかなり大きく変わってしまいましたので、
そうしたことをご説明を申し上げて、その上で、これぐらいの、2 社だけではこれぐらい達しない可能性
が高いということで、そこに 5000 トンを達成するために、立地当事者としての責任として、なんとかす
る、そういう方策のひとつとして、この事業者間連携を含めて検討させてもらえないか、というお話を差
し上げたというところでございます。

日本原電**高橋**

- ・中長期計画では、「東海第二の運転を想定」とあるが、防潮堤の工事が延期、再稼働も延期となっている。この搬入計画を作るにあたり、東海第二原発はいつ稼働する想定なのか？
- ・小早川社長は、県庁で「稼働基数は原発が2基と想定」と説明しているが、稼働が2基ということは、必然的に、「東海第二」と「敦賀2号機」ということになる。再稼働が不合格となった敦賀2号機は、いつ断層の調査が終わって、いつ再申請して、いつ稼働する想定なのか？

日本原電

私どもの茨城県にある東海第二発電所の安全対策工事は、少し伸びまして、今、28年度下期に完了予定になってございます。

福井にあります敦賀発電所2号機も、審査の再申請に向けてですね、今、地質調査を鋭意取り組んでる最中でございます。

ご質問の、この2基がいつ頃動くことを想定してるかということは、私どもの中ではいくつか想定しながら、この900トンを出しておるんですけども、まだ2基とも、これイコール再稼働時期にも、あの、直結しますんで、我々のご地元にもまだご説明してない状況です。

したがいまして、この場で、その時期を明言するのは差し控えたいと考えております。

私ども、今、東海と福井の発電所が、約1000トンの使用済燃料を保有しておりますんで、それから今後発生する量、日本原燃に搬出する量を差し引きまして、900トンは達成可能というふうに判断してございます。

高橋

- ・搬入量が5000トンから4400トンに減ったが、搬入量が減ったことについて、責任は誰にあるのか、誰がどのように責任をとるのか？

日本原電

立地協定上の1000トンを、守れず、ご迷惑をかけてると思っております。

先ほどもご説明申し上げてました通り、弊社の東海第二発電所、敦賀発電所が震災以降、使用済燃料の発生量が減ってる現状を踏まえて、具体的には、100トン減るという結果を、今お示ししているところでございますけども、このような震災以降の事情をご勘案いただき、ご理解いただきたいと思います。

高橋

- ・東海第二も敦賀2号機も、稼働が未定なのに、どうやって900トンを積算したのか？
- ・今ある1000トンのうちの900トンなのか？新しい使用済み核燃料は出ないという想定なのか？
- ・900トンという数字が、どういう根拠に基づいて導き出されたのか？

日本原電

こちらでお預かりいただく使用済燃料でございますけども、今、福井と茨城にある発電所で保有してるものと、今後発生するもの、両方を見込んでございます。

その上で、繰り返しで恐縮ですが、その前提となる発電所の起動時期、もしくは運転期間については、まだ社外に公表したものはございませんので、恐縮ですが、ここでのご回答は、控えさせていただきます。

東北電力

高橋

・報道によると搬出するのは女川2号機だが、むつへの搬出量を100トンした根拠は？

東北電力

今動いてる原子力発電所は、女川2号機、1基だけの状況でございます。

女川2号機は、2024年の11月に再稼働いたしまして、4年程運転をすると、使用済燃料プールが管理容量に達するという状況になっております。

したがって、当社としましては、その前に、2028年10月完成を目指して、今、女川の敷地内に乾式貯蔵施設の建設を行っているところでございます。

これの1棟目が、今申し上げました2028年の12月、100トンの貯蔵になりますけれども、完成予定でございます。

その間、六ヶ所再処理工場への搬出、これは変動要素がありますので、なかなか想定するのが難しいところもございますけれども、そういったところを色々勘案しまして、事業者間連携として、100トン参画をさせていただければ、ある程度の余裕を持って使用済燃料対策ができるだろうという観点から、100トンということでお願いしたところでございます。

関西電力**高橋**

- ・搬出希望量 500 トンの根拠を伺う。どの原発の何号機から、何トンずつ搬出する予定なのか？

関西電力

当社におきましては、事前より中間貯蔵施設にてあらゆる可能性を追求して最大限取り組んでまいっているとございます。

そんな中、今回、東京電力そして日本原子力発電の方から、この事業者間連携についての参画の意思があるかどうかということ、そして搬出量についても問い合わせ、検討依頼をいただいたとございまして、この時の検討依頼をいただいた目安として、500 トンと伺いましたので、その 500 トンで、参画の意向を示させていただいたものでございます。

そして、その 500 トンをどこから搬出するかにつきましては、当社稼働プラントとしてあります美浜 3 号機、高浜 1 から 4 号機、そして大井 3、4 号機の 7 機運転しておりますけれども、これのいずれかからですね、順次トータル 500 トンを搬出させていただきたいというふうに思っておりますが、その具体的な内容については、現時点においては、まだ特定をしているものがございません。

高橋

- ・今回の共用化について、美浜、高浜、大飯の町長に、それぞれ何と説明したのか？

関西電力

9 月 18 日にプレス発表をしておりますので、日常のコミュニケーションの中でですね、各立地町には情報提供をしております。

ただ、当然この今回の事業者間連携につきましては、RFS が立地されているこのむつ市にまずは丁寧にやっぱりご説明しなくてはいけないとことで、本日機会をいただいたことに本当に感謝を申し上げたいと思いますし、これから市議会、そしてむつ市民の皆様にも丁寧にご説明をしていきたいというふうに考えてる所存でございます。

高橋

- ・500 トンという数字は、関西電力からの希望が 500 トンではなく、東京電力から目安として 500 トンが示されたのか？

関西電力

東京電力、日本原子力発電から、今回の事業者間連携の参画の検討依頼をいただいた時に、目安としていただいた数字でございます。

高橋

- ・共用化への懸念については、2005 年の青森県議会において、「搬入は 2 社のみであって、全国の使用済み燃料を貯蔵することはない」という趣旨の東京電力の勝俣社長の発言がある。なので、共用化は、東京電力が青森県議会をはじめ、地元自治体にウソをつくことになる。

- ・みなさんは、今、それに乗っかろうとしている。日頃、福井の立地自治体の理解とか信頼とかを、口にしているはず。
- ・この、むつ市や青森県との約束を破ってまで、共用化を進めようとしていることについては、みなさんも当事者。地元との約束を破ってまで、原子力政策を進めることの正当性について、共用化の当事者として貴社の見解を伺う。

関西電力

むつ市と県の約束の関係につきましては、今ほど、あるいは先ほど来、東京電力の方からもご答弁がありましたけれども、当社としましてはですね、むつ市に置かれましては地域の将来を見据え、自ら施設の誘致に取り組まれて、市議会での議論、市民説明会、そして専門家による検討などを重ねながら、国のエネルギー政策、とりわけ原子燃料サイクルを支える重要な、役割を担うものとして全国で初めて、原子力発電所敷地外での使用済燃料の中間貯蔵施設を受け入れるという、非常に大きな判断をなされて、現在に至っているものと認識しております。

ですので、当社としましては、今回の事業者間連携のご説明にあたりましてはですね、市議会を始め、市民の皆様のご関心、あるいはご懸念な点につきましてですね、丁寧にご説明をしまいいって、しっかりと今後の議論も踏まえて、適切に対応をしまいたいというふうに考えております。

高橋

- ・事業の大前提である立地協定すら崩してしまうのが共用化。企業のトップである社長の発言も、明文化された協定書も、すべてが意味をなさなくなる。
- ・私が確かめたいのは、福井県庁や立地自治体に対し、どういう姿勢で向き合っているのかということ。
- ・地元との約束を守るということを本当に重視しているなら、むつ市の立地協定を、なきものにする今回の共用化には、道義上のれないはず。
- ・東京電力と日本原電が、むつ市や青森県との約束を破棄することを容認するのであれば、それはみなさんが福井県の自治体に対しても、いつかそういうことをする、ということになる。
- ・みなさんは、立地協定という、地元との大前提となる約束を、破棄してまで進める共用化、これを正当だと思っている。そういう認識の下に、今この場にいる。自分はそう思っている。異論があればお答えいただきたい。

関西電力

福意県とか立地町へ姿勢と今回の件との関係、そして立地協定についてどのように考えているのか、という2点かと承知しております。

1点目につきましてはですね、我々、原子力事業を遂行するにあたってはですね、立地町のご理解、ご協力がないと何もできません。それが大前提になりますので、しっかりと立地に対して、情報提供などをしながら事業を運営してまっております。

そして、この立地協定、ここの立地協定につきましては、先ほど来、東京電力がご答弁されてるのと、同じ認識でございまして、立地協定締結当時との状況変化に伴いまして、当時想定してなかった、事業者間連携についてお話を差し上げているところございまして、その事業者間連携について、検討したり相談したりすること自体が、直ちにその協定上の問題になるものではないというふうに認識をしております。

て、これからその点について、今後も市議会をはじめ市民の皆様に、丁寧に説明をしてまいりたいということ認識しております。

資源エネルギー庁

高橋

- ・中長期計画の中で、「再処理工場は、安全性を確保した安定的な長期利用が可能であるとの想定」と記載されている。このことは、中間貯蔵事業、延いては核燃料サイクル全体にとって、すごく重要なポイント。この「安定的な長期利用」が崩れると、中間貯蔵事業の意義も失われるし、核燃料サイクルという計画そのものが成り立たなくなる。再処理工場は、竣工後、最大何年稼働できるのか？2027年に竣工したら、西暦何年まで稼働できるのか？

資源エネルギー庁

六ヶ所再処理工場の運転期間については、法令上で何か決められてるものというのは特にございません。

上限はありませんが、少なくとも中間貯蔵施設で貯蔵された使用済燃料の再処理に必要な期間は、運転することが必要になってきます。

そのため、先ほどもちょっと説明しましたがけれども、第7次エネルギー基本計画では、安定、安全性を確保した安定的な長期利用を行うために、メンテナンス技術の高度化やサプライチェーン技術の維持などに、官民一体で取り組んでいく方針を示しております。

高橋

- ・現状において、共用化は立地協定違反であり、共用化するためには、立地協定を変更しなければいけない。それは、20年以上前に約束した、立地の前提条件そのものを変えることになる。理論上は可能だとしても、倫理上の問題から、普通はあり得ない。今、そういうことがなされようとしている。
- ・国と青森県の間には、「青森県を最終処分地にしない」との約束、確約がある。今回のように条件が整えば、その約束の破棄を検討することもあり得るのか？

資源エネルギー庁

今回の事業者間連携に伴って、かつてあの国と青森県との間で確認しましたですね、青森県を最終処分としないといった約束について、破棄することはあるのかといったご質問がございました。

今回の件に伴いましてですね、過去その約束したものについて、何か変更を及ぼすものではございません。

高橋

- ・青森県を最終処分にしないという話は、むつ市の中間貯蔵施設が共用化になったから、最終処分にしないとかという話ではなくて、約束を破るという、その構図、図式において、青森県と国との関係で約束を破るということが、そういうことを検討する余地があるのかということを知っている。
- ・今、共用化を進めるということは立地協定という約束を破棄すること。中間貯蔵施設を共用化することは、立地協定を破棄することになる。その点において、国は県との約束を破棄することを検討するようなこと、可能性があるのか？

資源エネルギー庁

私として、どのような質問の趣旨なのかというのを、十二分に理解していないかもしれないんですけど、今回の事業者間連携の取り組みにつきまして、元々ありました立地協定っていうものに反するものであるとするならば、それを破棄することになるかというご指摘だったのかなと。それに対して国としてどうなのかということなんじゃないかな。

それにつきましては、当然今までその縷々説明してます通りですけども、その当時の状況と異なるということで、まずはむつ市の皆様のご理解をいただくということですね、国としてもですね、十二分に、説明していきたいということでございます。

高橋

- ・「事業者間連携」という言葉は、エネルギー基本計画の受け売り。今年7月の「原子力関係閣僚会議」で示された方針の中にも「事業者間の更なる連携強化による取組加速」とある。国は、中間貯蔵施設の共用化を望んでいるのか？「望んでいる」か「望んでいない」か、どちらかで答えてほしい。

資源エネルギー庁

エネルギー基本計画における、共用化について、望んでるのかどうかということですけども、今日、説明のところでご紹介させていただきましたけれども、中間貯蔵施設の建設っていうものが、重要である、柔軟性を確保するため重要であるってことを述べています。

加えまして、その共容化を進めるってことも、その大きな意義があるものだというふうに明記させていただいております。

例えばですけど、一般的に、今回の事例っていうことのみならずですけども、例えば、その中間貯蔵施設っていうものを建てるって言った時にですね、ある程度の規模感みたいなものもないと、その効率性であるとか、事業自体、ペイしていくための必要な規模感っていうのも、当然あるかと思うんですけど、複数の社で連携して取り組むってことは、そういうことも重要だということを述べてるものかと思っています。

立地協定について**大滝議員**

共用化にあたり、立地協定をどのように考えているのか？

東京電力（用意された原稿読み上げ）

我々としては 2005 年の立地協定、50 年という貯蔵期間と品質保証体制の構築、すなわち安全性の確保、それを遵守すべき事項、これを約束した上で、地元から東京電力と日本原子力発電の使用済燃料を中間貯蔵する施設の立地をお認めいただいたというふうに認識をしております。

したがって、当時、東北電力と関西電力の使用済み燃料を貯蔵することは、想定していなかったのが、事実だと考えております。

そうした中で、事業者間連携につきましては、福島第 1 の原子力発電所事故以降、原子力を取り巻く環境が立地当時とは大きく変わり、中長期の計画を検討したところ、元々の 2 社だけでは、当初お示した 5000 トンの貯蔵容量に達しない蓋然性が高いと判断をしております。

そうした状況変化については、昨年 9 月の特別委員会、また、本年 1 月の特別委員会、それに先立ってむつ市様にも説明をし、むつ市様からは 5000 トンの実現を要請する、そういう声もいただいたこともあり、事業者間連携を含めて 5000 トンの計画を検討したいということ、昨年の 12 月、また本年の 1 月に、むつ市、また、この特別委員会でも要請を行ったものでございます。

その後、むつ市に置かれましては、市議会での議論、また商工会議所からの要望書などもあり、そうした中で、今年の 8 月にむつ市長より事業者間連携を含めて搬入計画を改めて再検討するようにと要請をされて、今般その計画案を取りまとめてご説明を差し上げているという段階だと認識をしております。

このように、立地当時との状況変化に伴いまして、当時想定していなかったことを含めて改めてお話を差し上げているという状況ですので、地元の皆様には、そうした経緯を含めて丁寧にご説明を差し上げていきたいというふうに考えております。

富岡直哉議員

立地協定の対象外ではないか？対象かどうかだけ、明確にお答えいただきたい。

東京電力

立地協定を締結した当時、東北電力と関西電力の使用済み燃料を貯蔵することは、当時想定してなかったのが事実であるというふうに考えております。

そして少し付言をしますと、先ほど言った通り、これまでの経緯、申し上げましたが、こうした立地当時との状況変化に伴って、当初想定していなかったことを含めて改めてお話を差し上げているという状況でありますので、そうした経緯を含めて丁寧にご説明したいというふうに考えて、今こういう形で、ここにいるというのが、事実でございます。

富岡直哉議員

他社の立地協定に相乗りするつもりなのか？

東北電力

立地協定につきましては、やはりこれまでの立地の経緯について、私どもとしてしっかりと認識、理解をした上で、なおかつ、事業者間連携につきましてもむつ市議会、むつ市民の皆様、しっかりと丁寧な誠意を持ってご説明をして、理解をいただくということが大前提だというふうに認識をしております。

その上で事業者間連携を進めるにあたりましては、やはり安全性の確保、貯蔵期間の順守、こういったものはしっかりと責任を持って、私ども確保していくという考えでございます。

なお、今後遵守すべき項目について、どのように担保するかという点につきましては、むつ市、青森県と相談をしていくことになるという風に考えております。

富岡直哉議員

立地協定に含まれていない事項を進めることは、論理的にできないのではないかと？

東京電力

立地協定締結当時に、東北電力と関西電力の使用済燃料を貯蔵するという想定をしてなかったのは事実だというのは、先ほどお答えをした通りでございます。

その後、今こういう状況で事業者間連携ということ、ご提案をしてやっているものは、東日本大震災以降、原子力を取り巻く環境が大きく変わったために、当時の事業環境を我々がしっかりと整えることができない、不可能だという状況の中で、2社だけで5000トンというお約束したことを達せない、そういうような蓋然性が高くなってきたために、そういう状況をご説明した上で、事業者間連携を含めて検討したいというお申し出をして、その後、むつ市議会、その他で、様々な議論があった上で、今こういう形で取りまとめて提案をしているという状況でございます。

立地当時との状況変化に伴いまして、当時想定していなかったことを含めて改めてお話を差し上げたところでございますので、事業者連携について、例えば検討したりとか相談したりすること自体が、ただちに、例えば協定上の問題とかになるものではないと、我々としては考えておりますが、今後も市議会を始め、市民の皆様にもそうした経緯を含めて、どうして今こういう状況になっているかということ、丁寧にご説明した上で、ご理解を賜うように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

佐藤武議員

共用化は立地協定に反するのではないかと？

東京電力

事業者間連携について、検討したりご相談したりすること自体が、ただちに協定上の問題となるものではないと、我々は考えておりますが、今後も市議会を始め、市民の皆様にもこうした経緯も含めて、まずは丁寧にご説明を差し上げていくことが肝要であるというふうに考えて、今このようにご説明をしております。

佐藤武議員

立地協定を変えないまま、共用化を進めるつもりなのか？

東京電力

事業者関連携、地元のご理解が大前提ということで、繰り返し申し上げております。

したがって我々としては、先ほどから丁寧に説明を尽くすと言っておりますのは、まだ地元のご理解得てないので、事業者間連携をやる、やらないという方向性が出たものではないというふうに考えております。

そして、市議会を始めむつ市民の皆様に、丁寧に説明を尽くした上で、仮にご理解を得て、今般お示した計画で事業を進めていく、事業者連携をやっていくという場合には、協定の扱いを含めてむつ市、青森県とも相談をして対応してまいりたいと考えております。

井田議員

事業者間連携は、立地協定の枠内で可能だと判断したのか？実質的な協定変更を含むものか？

東京電力

協定の枠内かどうかということでございますけども、先ほど来お話し差し上げている通り、立地協定は、我々だけではなくて青森県、むつ市、含めて締結をしているものであります。

その解釈を、一方的に我々の方で申し上げるということは、適切ではないと考えております。

それで、我々としては、今回このような形で進めさせていただいてる、そうしたことについては、繰り返しになりますけども、立地当時の状況変化に伴って、当時想定していなかったことを含めて、改めてお話を差し上げるということでございますので、ただその事業者間連携について検討したり、相談したりすること自体が、直ちに協定上の問題となるものではないと考えております。

ただし、今後、市議会を始め、丁寧に説明を差し上げた上で、地元のご理解を得ることができましたら、その時には、この協定をどういうふうに扱うかということも含めて、しっかりと相談をして、そして適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

我々としては、少なくともあの立地協定に書いてある、50年の貯蔵期間の遵守ですとか、また安全性の確保、これはしっかりと新規参入者も、確保担保する必要があると思っております。

その方法について、どういう形でやるかということは、その扱いを含めてしっかりと相談をした上で、そして、適切に対応していく。そういうことが一番適切だというふうに考えております

共用化への参画について

中村議員

共用化に手を挙げた理由は？（中村議員）

東北電力

- ・使用済燃料は基本的には六ヶ所再処理工場への搬出を基本。
- ・ただし、再処理工場の稼働状況、女川原発の燃料プールの貯蔵状況、女川の敷地内の乾式貯蔵施設の稼働状況、貯蔵状況を勘案した上で、決めていく必要がある。
- ・事業者間連携に参画できれば、使用済燃料対策に対して、さらなる柔軟性を持たせることができる。
- ・それが延いては女川２号機の安定稼働、安定運転に資する。